

#ふるさと納税3.0

「ふるさと産品創出支援事業」事業者提案募集要項

羽生市(以下「市」という。)では、ふるさと応援寄附の寄附者へのお礼の品(以下「返礼品」という。)となる地場産品(ふるさと産品)の創出が地域の活性化、産業振興及び雇用の促進、市民生活の質の向上に資することから、地域特性を生かした魅力的なふるさと産品の創出の促進を図ることが地方創生に果たす役割として重要であると考えています。

そこで、令和8年度も企業や個人事業主からふるさと産品の創出に向けた事業提案を募り、当該事業に必要な資金を市のふるさと応援寄附の仕組みを活用したクラウドファンディング等(以下「CF等」という。)により調達する補助事業「ふるさと産品創出支援事業」に取り組みます。

この事業について、市での効果的かつ発展的な事業展開による魅力あるふるさと産品の創出のための事業提案を次のとおり募集します。

1 提案募集に係る事項

(1) 概要

市は、地域の活性化、産業振興及び雇用の促進、市民生活の質の向上を目的に、魅力的なふるさと産品の創出を推進するに当たり、ふるさと産品の創出又は販路の拡大(以下「ふるさと産品の創出等」という。)に取り組む企業や個人事業主(以下「事業者」という。)に対し、補助金を交付することにより支援します。

事業者からの事業提案を募り、当該提案の魅力度、安全性、採算性等について審査します。採択された事業提案については、市がCF等による寄附を募集します。

募集期間内に目標の寄附額に達したときは、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱の規定により、補助金を交付します。

事業者は、当該補助金を活用して補助事業を市内において実施していただきます。

もっと多くの人に商品を知ってもらいたい、提供していきたい。そんな方々の背中を押させていただき積極的に支援していきます。

(2) 補助対象者

補助金の交付の対象となる事業者は、事業提案の募集に応募し、採択された者(以下「採択事業者」という。)であって、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- CF等による寄附を受けた額の合計額(以下「寄附額」という。)が当該クラウドファンディングにおける最終の目標額の2分の1の額(1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額。以下「目標寄附額」という。)に達した者

又は寄附額が目標寄附額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責めにおいて補助事業を行うことを市長と協議し、市長の同意を得た者

- 補助事業により創出したふるさと産品を返礼品として登録する意思のある者
- 要綱第13条第2項の規定による補助金の交付の決定の日の属する年度の翌年度から5年以上継続して補助事業を行う意思のある者
- 市税等の滞納(納税猶予等の措置を受けている場合を除く。)がない者

(3) 補助金の額

補助金の額は、CF等により調達した寄附額の10分の3の額とし、補助対象経費の合計額を上限とします。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(4) 補助対象経費

ふるさと産品の生産、製造又は加工に要する施設、設備等に関する経費で、次に掲げるもの

- 工場、作業場等の建物取得に係る建設費
- 建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
- 構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
- 賃借建物の改修費
- 備品購入費
- 委託費
- 外部評価費
- その他ふるさと産品の創出等に必要と認める経費

<備考>

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用を除く。

<留意事項>

- 寄附額が目標寄附額に達しない場合は補助ができません。
- 補助金の交付額を超えた経費は、事業者負担となりますのでご留意願います。

- 補助金の交付後に、補助事業の完了予定日までにその履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額の全額若しくは一部を返還していただきます。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。
- 市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外とします。
- この事業の収入として「他団体等補助金・助成金」、「協賛金」などが計上される場合はご相談ください。

2 スケジュール

提案書類提出	令和8年7月3日(金)午後5時まで
提案審査及び通知	提案書類の提出後2週間以内
返礼品構築	採択後～8月
CF等期間	返礼品構築後～12月
事業開始申請	目標寄附額達成後 事業開始申請書の提出により事業(物品購入)開始可能
補助金交付申請	CF等が終了した日から30日以内
交付決定	交付申請後2週間以内
実績報告	事業完了(物品購入、返礼品開発)
補助金請求	実績報告→実績確定→補助金請求→補助金入金

3 事業提案参加資格

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる個人又は法人
- ② 自らが補助事業の実施主体である個人又は法人
- ③ 市内に本社、支社、営業所等の拠点があり(立地予定を含む。)、ふるさと産品の生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う個人又は法人
- ④ 代表者が羽生市暴力団排除条例(平成24年羽生市条例第27号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でない個人又は法人
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない個人又は法人
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生又は再生手続をしていない個人又は法人
- ⑦ 税(国税及び地方税)を完納している(納税猶予等の措置を受けている場合を除く。)個人又は法人
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的としていない個人又は法人
- ⑨ 募集開始から補助金の交付決定までに市から資格停止の措置を受けていない個人又は法人

法人

4 事業提案

(1) 提出書類

羽生市ふるさと産品創出支援事業企画提案申請書【様式1】

【添付書類】

- 1 企画提案書(企画の内容が示されているもの)
- 2 補助対象経費の概算見積書【様式自由】
- 3 事業実施体制の組織表【様式自由】(各構成員の役割分担等が明示されているもの)
- 4 事業者の過去の事業実績【様式自由】⇒無ければ必要ありません。
- 5 直近3期分の決算書の写し(個人の場合は、確定申告書など)
- 6 法人税の申告書の写し(法人の場合)
- 7 羽生市ふるさと産品創出支援事業暴力団員等非該当誓約書【様式18】(1部)

(2) 提出部数及び提出期限

部数	提出期限
正本 1部	令和8年7月3日(金)午後5時
副本 7部	

(3) 提出場所

羽生市役所 観光プロモーション課 観光ブランド係
〒348-0058 埼玉県羽生市中央3丁目7番5号

(4) 提出方法

平日午前9時から午後5時までの間に「(3)提出場所」へ持参し、又は郵送してください。

(5) 事業提案に関する留意事項

ア 複数の提出の禁止

同一の個人又は法人が、同時期に複数の申請はできません。

イ 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容の変更は、原則できません(市が補正等を求めた場合を除く。)

ウ 提出書類の取扱い

提出された書類は、いかなる理由にかかわらず、返却に応じません。

エ 審査内容に係る質問及び異議

一切認めません。

オ 著作権の取扱い

提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

カ 提出書類の複製等

提出された書類は、事業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類(複製した書類を含む。)は、事業者を採択する以外の目的で使用はしません。

5 CF等及び補助金について

(1) 事業採択

選考の結果、採択された事業提案について、市においてCF等を実施します。

(2) 補助金額の算出

事業提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額より算出します。

(3) 補助金の交付

補助金の交付については、羽生市ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱に基づき、CF等終了後、採択事業者からの補助金の交付申請により交付決定及び補助金の交付を行います。

事業完了後の支払いを原則としますが、経済的な事情など補助事業を達成するために当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認める場合は、補助金の全部又は一部を概算交付します。

(4) その他

補助事業により創出されたふるさと産品は、返礼品として提供していただきます。ただし、返礼品調達の費用は、別途、市が負担します。

6 補助事業に関する留意事項

(1) 損害賠償

当該補助事業の遂行中に、事業者が市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は、事業者が負うものとします。

(2) 事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

7 企画提案申請書

企画提案申請書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

(1) 共通事項について

- ① 企画提案申請書の提出は、当該事業に対し、個人又は法人ともに1点とします。
- ② 企画提案申請書の提出書類は、4事業提案(1)提出書類に記載する書類とします。
- ③ 日本工業規格A4用紙を使用します。
- ④ 企画提案書(添付資料を除く。)は、30ページ以内で提出してください。
- ⑤ 紙媒体により正本1部及び副本7部を作成してください。
- ⑥ 使用言語は、日本語とし、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ⑦ 企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

(2) 企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、8の審査基準にのっとり作成してください。

8 審査方法及び審査基準

審査方針について

下表の審査基準に基づいて企画提案申請書及び添付書類(主に企画提案書の内容)による書面審査を実施し、採択事業者を決定します。ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

また、審査内容に係る質問及び異議は、一切受け付けません。

○審査基準

審査項目	審査基準	配点
提案者について	・実施体制、実績	10点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・法的な問題 ・返礼品として寄附が集まる可能性	50点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30点
提案に係る金額について	・費用積算	10点
合計100点		

※記入漏れ、誤記、表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に誤り等がないか、必ずご確認ください。

9 審査結果

審査結果については、事業提案の採用の有無にかかわらず全ての事業者に、提案書の提出後2週間以内に文書で通知します。

10 事業提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明をしなかった場合
- (4) その他この要項に記載する事項に違反した場合又は事業提案に当たり著しく信義に反する行為等があったと場合

11 事業提案に要する費用負担

事業提案に要する費用は、全て事業者の負担とします。

12 その他

採択された事業提案の内容については、採択事業者の選定後にCF等の準備のため市と詳細につきまして打合せさせていただきます。

ポイント

★提出書類 事業提案の応募に当たっては、次の書類を提出してください。

◆応募書類(これらの書類は、代表者が提出するものとします。)

8部(正本1部 副本7部)

羽生市ふるさと産品創出支援事業企画提案申請書【様式1】

- 1 企画提案書
- 2 補助対象経費の概算見積書【様式自由】
- 3 事業実施体制の組織表【様式自由】(各構成員の役割分担等が明示されているもの)
- 4 事業者の過去の事業実績【様式自由】⇒無ければ必要ありません。
- 5 直近3期分の決算書の写し(個人の場合は、確定申告書など)
- 6 法人税の申告書の写し(法人の場合)
- 7 羽生市ふるさと産品創出支援事業暴力団員等非該当誓約書【様式18】(1部)